

第 3 4 号議案

中野区立教育センター条例の一部改正手続について

上記議案を提出します。

令和 2 年（2 0 2 0 年）7 月 3 1 日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

中野区立教育センターの位置を改めることに伴い、条例の一部改正手続を行う必要がある。

中野区立教育センター条例の一部を改正する条例

中野区立教育センター条例（昭和 58 年中野区条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「東京都中野区野方一丁目 35 番 3 号」を「東京都中野区中央一丁目 41 番 2 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 11 月 29 日から施行する。